

目次

第1章 総則(第1条—第11条)

第1節 目的及び自己評価等(第1条—第2条)

第2節 組織及び専攻の目的(第3条—第6条)

第3節 職員組織及び職務(第7条)

第4節 運営組織(第8条)

第5節 学年、学期及び休業日等(第9条—第11条)

第2章 学事(第12条—第45条)

第1節 標準修業年限及び在学年限(第12条—第13条)

第2節 入学、再入学(第14条—第19条)

第3節 教育課程及び履修方法等(第20条—第28条)

第4節 課程修了及び学位の授与(第29条—第38条)

第5節 休学、復学(第39条—第41条)

第6節 転学及び留学(第42条—第43条)

第7節 退学及び除籍(第44条—第45条)

第3章 賞罰(第46条—第48条)

第4章 科目等履修生、特別履修生、委託生、研究生及び外国人留学生(第49条—第53条)

第5章 入学金、授業料等の学費、入学検定料並びに奨学金(第54条—第60条)

第6章 寄付講座、公開講座及び受託研究等(第61条—第63条)

第7章 学則の改正(第64条)

附則

第1章 総則

第1節 目的及び自己評価等

(大学院の目的)

第1条 日本体育大学大学院(以下「本学大学院」という。)は、体育及びスポーツ、教科教育並びに保健医療に関する高度の学術研究により、その深奥をきわめ、学術の応用に貢献して競技力向上、教科教育の実践並びに保健医療に関する研究を推進するとともに、高度な学識と研究能力を持った専門家の養成と、社会の多様な分野で活躍し得る人間の育成を

目標とし、スポーツ文化の進展、新たな教科教育学の構築並びに保健医療の推進と人類の友好・親善に貢献することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学大学院は、前条に規定する目的を達成するため、本学大学院における研究教育活動等の状況について、絶えず自己点検及び評価を行い、研究教育水準の維持向上に努め、その結果を公表し、点検及び評価の結果について、本学大学院職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

- 2 前項の自己点検及び評価の実施並びに本学大学院職員以外の者による検証に関して必要な事項は、別に定める。

第2節 組織及び専攻の目的

(構成)

第3条 本学大学院に体育科学研究科、教育学研究科及び保健医療学研究科(以下「研究科」という。)を置く。

- 2 体育科学研究科及び教育学研究科は博士課程、保健医療学研究科は修士課程及び後期3年の課程のみの博士課程とする。
- 3 体育科学研究科に体育科学専攻及びコーチング学専攻を、教育学研究科に実践教科教育学専攻を、保健医療学研究科修士課程に保健医療学専攻を、保健医療学研究科博士課程に救急災害医療学専攻をそれぞれ置く。
- 4 体育科学研究科及び教育学研究科の博士課程は、これを前期2年の課程(以下「博士前期課程」という。))及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。))に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 5 本学大学院においては、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(課程の目的)

第4条 博士前期課程及び修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

- 2 博士後期課程及び保健医療学研究科博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(専攻の目的)

第5条 各専攻の目的は次のとおりとする。

(1) 体育科学専攻

体育科学専攻は、体育及びスポーツに関する高度の学術研究により、その深奥をきわめ、学術の応用に貢献して競技力向上に関する研究を推進するとともに、高度な学識と研究能力を持った専門家の養成と、社会の多様な分野で活躍し得る人間の育成を目標とし、スポーツ文化の進展と人類の友好・親善に貢献することを目的とする。

(2) コーチング学専攻

コーチング学専攻は、コーチング学に関する高度の学術研究により、その深奥をきわめ、学術の応用に貢献して体育及びスポーツ指導に関する研究を推進するとともに、最新のコーチング実践の検証を行うことのできる高度な研究能力と新しいコーチング学の開発を担うことのできる人材の育成を目標とし、コーチング学の進展と人類の友好・親善に貢献することを目的とする。

(3) 実践教科教育学専攻

実践教科教育学専攻は、教科教育に関する高度の学術研究により、その深奥をきわめ、学術の応用に貢献して実践的な教育力及び学び続ける教師に関する研究を推進するとともに、絶えることなく授業改善を行う教師の養成を目標とし、教科の共通性を基底に各教科の固有性を保持する新しい教科教育学の構築と人類の友好・親善に貢献することを目的とする。

(4) 保健医療学専攻

現代医学に精通し、施術所での問題解決能力や安全管理能力、コミュニケーション能力に優れ、科学的根拠に基づく高度の臨床技量を有する臨床現場の指導者や柔道整復の教育者・研究者と、高度な医学知識に基づく臨床能力を有し、病院前救急救命処置と災害医療分野の研究・教育を実践できる人材の育成と人類の友好・親善に貢献することを目的とする。

(5) 救急災害医療学専攻

救急災害医療学専攻は、救急災害医療分野における学術研究により、スポーツ救急や災害医療システム構築などの臨床・教育現場における研究を推進するとともに、アクティブラーニングの実践を通して、地域社会に還元できる人材育成を目標とし、救急災害医療学の発展と人類の友好・親善に貢献することを目的とする。

(入学定員及び収容定員)

第6条 各研究科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	博士前期課程 (又は修士課程)		博士後期課程 (又は博士課程)	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
		体育科学研究科	体育科学専攻	25人	50人
	コーチング学専攻	12人	24人	3人	9人
教育学研究科	実践教科教育学専攻	20人	40人	5人	15人
保健医療学研究科	保健医療学専攻	8人	16人		
	救急災害医療学専攻			2人	6人

第3節 職員組織及び職務

(職員の種類)

第7条 本学大学院に学長、副学長、教授、准教授、助教、助手及び講師、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置くことができる。

- 2 学長は、博士後期課程及び保健医療学研究科博士課程の研究指導教員の中から、それぞれ研究科長を選任する。
- 3 研究科長は、各研究科に関する事項を掌理し、学長の職務を助ける。
- 4 第1項の職員の職務については、日本体育大学学則の定めるところによるものとする。

第4節 運営組織

(研究科委員会等)

第8条 本学大学院の重要な事項を審議するため、各研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会に関して必要な事項は、別に定める。
- 3 本学大学院に、学長の諮問又は研究科委員会が付議する事項について審議するため、会議及び委員会等を置くことができる。
- 4 前項の会議及び委員会等に関して必要な事項は、別に定める。

第8条の2 本学大学院に、大学院教学センターを置く。

- 2 前項の大学院教学センターに関して必要な事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日等

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年は、次の2学期とする。

前学期：4月1日から9月30日まで

後学期：10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定される休日
- (2) 日曜日
- (3) 開学記念日：9月20日
- (4) 夏季休業：7月20日から9月15日まで
- (5) 冬季休業：12月23日から翌年1月7日まで
- (6) 春季休業：3月11日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要がある場合には臨時に休業日を設け又は休業日を変更することができる。

第2章 学事

第1節 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第12条 体育科学研究科博士課程及び教育学研究科博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

2 保健医療学研究科修士課程の標準修業年限は2年、博士課程の標準修業年限は3年とする。

(在学年限)

第13条 博士前期課程及び修士課程の学生は4年を、博士後期課程及び保健医療学研究科博士課程の学生は6年を超えて在学することはできない。ただし、第19条第2項の規定により入学を許可された者はその在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入学、再入学

(入学資格)

第14条 博士前期課程及び修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構から、学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年2月7日文部省告示第5号)
- (8) 大学に3年以上在学し、優れた成績で所定の単位を修得したものと、本学大学院が認めた者
- (9) 大学を卒業した者と同等以上の学力があると本学大学院が認めた者で、22歳に達した者

2 博士後期課程及び保健医療学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 専門職学位を有する者
- (3) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (6) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年9月1日文部省告示第118号)
- (8) 修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると本学大学院が認めた者で、24歳に達した者

(入学の時期)

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の出願)

第16条 入学志願者は、入学願書に、所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、出願しなければならない。

(入学者の選考及び入学許可)

第17条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き等)

第18条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の学費等を納付しなければならない。

2 所定の期日までに、入学手続きをしないとき又は誓約をしないときは、入学の意思がないものとして、入学を認めない。

3 前2条に規定するもののほか、出願手続き、入学者の選考及び入学手続きについて必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第19条 一度退学した者で再入学を志願する者があるときは、学生定員に欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により許可された者の既に履修した履修科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

3 再入学に関して必要な事項は、別に定める。

第3節 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第20条 本学大学院の授業科目及び単位数は、別表1から別表6のとおりとする。

(修得単位)

第21条 体育科学研究科博士前期課程、教育学研究科博士前期課程又は保健医療学研究科修士課程の学生は、前条別表1、別表3又は別表5に規定する授業科目及び単位数について、30単位以上を修得しなければならない。

2 博士後期課程及び保健医療学研究科博士課程の学生は前条別表2、別表4又は別表6に規定する授業科目及び単位数について、体育科学研究科は12単位以上、教育学研究科は10単位、保健医療学研究科救急災害医療学専攻は28単位以上修得しなければならない。

(単位の計算方法)

第22条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で本学大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して単位数を定める。

2 前項の規定にかかわらず、修士論文、博士論文作成等に係わる科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(履修科目の登録)

第23条 学生は、毎学年始めに、当該年度に履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 前項により登録した授業科目以外の授業科目は、履修し又は単位を修得することができない。

(試験及び成績評価等)

第24条 第25条の試験は、原則として每学期末又は年度末に、筆記又は口述によって行う。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めるときは、臨時に行うことができる。

2 前項の試験の成績は、A・B・C・Dの4種の評語をもって表し、A・B・Cを合格とする。

3 研究科委員会において、特に必要があると認めるときは、試験方法及び日時を定めて、追試験を行うことができる。

(修得単位の認定)

第25条 授業科目を履修した者については、試験又は研究報告により、評価の上、単位の修得を認定する。

(他大学院での修得単位の認定)

第26条 本学大学院が教育研究上有益と認めるときは、他の大学院及び研究所等(以下「他の大学院等」という。)又は外国の大学院等との協議に基づき、学生に、当該大学院等の授業科目を履修すること又は外国の大学院等に留学することを認めることができる。

2 前項の規定により、当該大学院等で履修できる期間は、1年以内とする。

3 第1項の規定により修得した単位は、体育学研究科及び教育学研究科にあつては博士前期課程及び博士後期課程を通して、保健医療学研究科にあつては修士課程及び博士課程を通して6単位を限度として、研究科委員会の議を経て本学大学院で修得した単位として取

り扱うことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第27条 本学大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に、他の大学院等で履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、研究科委員会の議を経て、本学大学院に入学した後の本学大学院の授業科目の履修により修得したものと、みなすことができる。

2 前項の規定により、本学大学院で修得した単位として認めることができる単位数は、10単位を限度とする。

(研究指導)

第28条 本学大学院が、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生に当該他の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第4節 課程修了及び学位の授与

(博士前期課程及び修士課程の修了の要件)

第29条 博士前期課程及び修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2 前項における修士論文の審査は、課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究成果の審査に代えることができる。

(博士後期課程及び保健医療学研究科博士課程の修了の要件)

第30条 博士後期課程及び保健医療学研究科博士課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、体育科学研究科は12単位以上、教育学研究科は10単位以上、保健医療学研究科救急災害医療学専攻は28単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(論文審査及び最終試験)

第31条 学位論文の審査及び最終試験は日本体育大学学位規程の定めるところにより、研究科委員会の指名する審査委員会がこれを行うものとする。

(合否の決定)

第32条 学位論文及び最終試験の合否は、審査委員会の報告に基づき、研究科委員会が決定する。

(学長への報告)

第33条 研究科長は、前条の結果を学長に報告するものとする。

(課程修了の認定)

第34条 学長は、前条の報告に基づき、課程修了の認定を行う。

(課程修了認定の時期)

第35条 課程修了の認定は、学年の終わりに行う。ただし、やむを得ない事由により認定を受けることができなかつた者については、次年度の前期の終わりに行うことができる。

(学位の授与)

第36条 本学大学院の課程を修了した者に対し、修士又は博士の学位を授与する。

2 前項に規定するもののほか、博士の学位は、本学大学院に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力があると確認された者にも授与することができる。

(学位規程)

第37条 前条の学位に関し必要な事項は、別に定める。

(教職免許状)

第38条 高等学校及び中学校教諭一種免許状(保健体育)、小学校教諭一種免許状又は養護教諭一種免許状を取得している者は、本学大学院で所定の単位を修得した場合、専修免許状を取得することができる。

第5節 休学、復学

(休学)

第39条 疾病その他特別の事由により引き続き2カ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病その他特別の事由により修学することが適当でないと認められる者については、研究科委員会の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第40条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由があると認められるときは、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して、博士前期課程及び修士課程にあつては2年を、博士後期課程及び保健医療学研究科博士課程にあつては3年を超えることができない。

3 休学期間は、第12条に規定する修業年限並びに第13条に規定する在学年限に算入しない。

4 休学期間中の学費は、別に定める額を納入するものとする。

(復学)

第41条 休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

第6節 転学及び留学

(転学)

第42条 他の大学及び大学院等に入学又は転入学を志願する者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第43条 外国の大学等で修学することを志願する者は、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第13条に規定する在学年限に含めることができる。

3 第26条の規定は、第1項の留学の場合に準用する。

第7節 退学及び除籍

(退学)

第44条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第45条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第13条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第40条第2項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 長期間にわたり行方不明の者
- (4) 授業料その他の学費の納付を怠り、督促してもなお納入する意思の認められない者

第3章 賞罰

(学生の表彰)

第46条 本学大学院は、学業その他の活動において、特に優秀な成績を挙げた者又は特に善行のあった者等について、研究科委員会の議を経て、学長がこれを表彰することがある。

2 前項の学生の表彰に関して必要な事項は、別に定める。

(学生の懲戒)

第47条 学生が本学大学院の諸規則に違反し又は学生の本分に反する行為があったと認められた者については、研究科委員会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告の3種類とする。

3 前項の退学処分は、次の各号の一に該当する学生について行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく、出席が常でないとして認められる者
- (4) 本学大学院の秩序を乱した者又は学生としての本分に反する行為があったと認められる者

4 第2項の停学処分の期間は、第13条の在学年限に算入し、第12条の修業年限に算入しない。ただし、特別の事情がある場合には、研究科委員会の議を経て、修業年限に算入することができる。

(学生団体の活動)

第48条 本学大学院の学生団体の活動で、本学大学院の目的に反すると認められる事態が生じた場合は、学長は、その団体の活動の停止又は解散を命ずることがある。

第4章 科目等履修生、特別履修生、委託生、研究生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第49条 本学大学院所定の授業科目中1科目又は数科目を選んで履修する志願者があるときは、研究科の研究教育に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2 前項の科目等履修生の履修資格は、それぞれの課程区分により、第14条第1項及び第2項の各号の一に該当する者でなければならない。
- 3 履修科目は、1年を通じて6単位以内とし、履修科目の試験に合格したときは、当該科目の単位を授与する。
- 4 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(特別履修生)

第50条 他の大学院等又は外国の大学院等の学生で、本学大学院の特定の授業科目を履修する志願者があるときは、当該大学院等との協議に基づき、特別履修生として受け入れることがある。

- 2 前項の特別履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(委託生)

第51条 本学大学院は、公の機関又は団体等の職員等であって、当該機関等の委託により、本学大学院研究科において、特定の研究課題について研究する志願者があるときは、本学大学院研究科の研究教育に妨げのない限り、選考の上、委託生として受け入れることがある。

- 2 前項の委託生の入学資格は、それぞれの課程区分により、第14条第1項及び第2項の各号

の一に該当する者でなければならない。

3 前項の委託生に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第52条 本学大学院は、研究科において、特定の研究課題について研究する志願者があるときは、選考の上、研究生として受け入れることがある。

2 前項の研究生の入学資格は、修士若しくは博士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

3 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第53条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第5章 入学金、授業料等の学費、入学検定料並びに奨学金

(入学者の納入金)

第54条 本学大学院に入学する者は、入学金、授業料他所定の学費等を、定められた期日までに納入しなければならない。

2 本学大学院の入学金、授業料他所定の学費等の種類及び金額、並びに入学検定料については、別表7の定めるところによる。

3 再入学した者の学費は、別に定める場合を除くほか、その者の該当する年次の在學生と同額とする。

(本学大学院学生の学費等)

第55条 本学大学院学生は、別表7に定める授業料他所定の学費等を、定められた期日までに納入しなければならない。

2 授業料他所定の学費等の納入方法については、別に定める。

(授業料の納入)

第56条 学費のうち、授業料は、次の2期に分けて納入することができる。

前期分：4月1日から同月30日までの間

後期分：10月1日から同月31日までの間

(退学者の学費)

第57条 退学者については、その者が在学していた学期までの学費を徴収する。

(停学者の学費)

第58条 停学を命ぜられた者の停学期間中の学費は、これを徴収する。

(既納の納入金)

第59条 既納の入学検定料並びに入学金、授業料その他所定の学費等の納入金は、いかなる理由があっても返還しない。ただし、入学辞退者で、別に示す期日までに所定の手続をして返還を申し出た者に限り、入学金以外の学費を返還する。

(奨学金)

第60条 本学大学院は、成績優秀で経済的に恵まれない者を奨学制度のある団体等の奨学生に推薦するほか、特に優れた資質が認められる学生を、本学大学院の特別奨学生として、授業料その他の学費を減免することがある。

2 前項の本学大学院の特別奨学生に関して必要な事項は、別に定める。

第6章 寄付講座、公開講座及び受託研究等

(寄付講座)

第61条 本学大学院は、一般企業等からの寄付を有効に活用し、本学大学院の主体性を維持しつつ、本学大学院の研究教育の進展及び充実に資するため、寄付講座等を設けることができる。

2 前項の寄付講座等に関して必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第62条 本学大学院は、本学大学院における研究教育を広く社会に開放し、本学大学院の目的達成に資するため、公開講座等を開設することができる。

2 前項の公開講座等に関して必要な事項は、別に定める。

(受託研究等)

第63条 本学大学院は、本学大学院の研究教育上有意義であり、かつ、本来の研究教育に支障を生ずるおそれがないと認められる場合、外部機関等からの受託研究及び外部機関等との共同研究ができる。

2 前項の受託研究及び共同研究に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 学則の改正

(学則の改正)

第64条 学則の改正は、学部長会の議を経て理事会が行う。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年7月23日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

ただし、入学検定料及び授業料については、平成2年度入学する者から適用する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年7月11日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成4年1月22日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

ただし、入学検定料については、平成5年度入学する者から適用する。

附 則

この改正学則は、平成7年4月1日から施行する。

ただし、入学検定料・授業料等学納金については、平成7年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の日に在学する者で、既に改正前の学則に基づく教育課程(以下「旧教育課程」という。)の授業科目を修得している場合は、次の各号に掲げるところにより、改正後の学則に基づく教育課程(以下「新教育課程」という。)の授業科目の修得とみなす。
 - (1) 新教育課程の授業科目名と旧教育課程の授業科目名とが同じ場合は、旧教育課程の授業科目の修得を新教育課程の相当授業科目の修得とみなす。
 - (2) 次表の右欄に掲げる旧教育課程の授業科目の修得は、同左欄に掲げる新教育課程の授業科目の修得とみなす。

新教育課程		旧教育課程	
区分	授業科目	授業科目	コース名
共通科目	スポーツ科学論	比較体育学特論	体育学コース
	健康科学論	健康科学特論	健康科学コース
スポーツ文化・社会科学系	外国スポーツ史特論	体育史特論	体育学コース
	外国スポーツ史特論演習	外国体育史演習	体育学コース
	日本スポーツ史特論	スポーツ思想史特論	体育学コース
	日本スポーツ史特論演習	日本体育史演習	体育学コース
	スポーツ教育学特論 I	体育科教育法特論	保健体育科教育学コース
	スポーツ教育学特論演習 I	保健体育科教育法演習	保健体育科教育学コース
	スポーツ社会学特論演習	スポーツ社会学演習	体育学コース
	スポーツ法学特論	教育法学特論	保健体育科教育学コース
	スポーツ経営学特論	スポーツ経営管理特論	社会体育学コース
	スポーツ経営学特論演習	スポーツ経営管理演習	社会体育学コース
	スポーツメディア論特論	スポーツマスコミ論特論	社会体育学コース
	レジャー・レクリエーション学特論	レクリエーション特論	社会体育学コース
レジャー・レクリエーション	レジャー・リゾート論特論	社会体育学コース	

	学特論演習		
トレーニング 科学系	トレーニング学特論演習 スポーツ障害・運動処方特論 体力学特論 コーチング学特論 コーチング学特論演習 コーチングⅡ(球技・対人)特論 コーチングⅣ(水上競技)特論 コーチングⅥ(体操)特論 コーチングⅦ(武道・舞踊)特論 スポーツ・バイオメカニクス 特論演習 スポーツ心理学特論演習 スポーツカウンセリング特論	トレーニング特論演習 スポーツ障害・運動処方実習 体力学Ⅰ特論 スポーツ運動学特論 スポーツ運動学特論演習 コーチングⅡ(球技)特論 コーチングⅢ(水泳)特論 コーチングⅣ(体操)特論 コーチングⅤ(武道)特論 身体動作学特論・実験実習 体育心理学特論演習 スポーツ臨床心理学特論実習	スポーツ科学コース スポーツ運動学コース スポーツ科学コース スポーツ運動学コース スポーツ運動学コース スポーツ運動学コース スポーツ運動学コース スポーツ運動学コース スポーツ運動学コース スポーツ運動学コース スポーツ運動学コース スポーツ学コース スポーツ運動学コース
健康科学・スポーツ 医科学系	健康教育学特論 スポーツ損傷特論	健康管理学特論 スポーツ障害特論	健康科学コース 健康科学コース

(3) 旧教育課程の授業科目のうち新教育課程にないものの修得については、次表の左欄に掲げる新教育課程の学系の区分ごとの授業科目に編成されているものとして、当該授業科目の修得とみなす。

学系及び授業科目の区分	授業科目
スポーツ文化・社会科学系授業科目	スポーツ集団組織運営論特論 野外教育特論 野外教育特論演習

	職場スポーツ特論 社会体育調査演習
トレーニング科学系授業科目	体育心理学特論実験 体力学Ⅰ特論実験 体力学Ⅱ特論 スポーツ推計学特論
健康科学・スポーツ医科学系授業科目	運動生理学特論実験 環境衛生学特論実験 保健社会学 疾病予防特論 労働衛生学特論 健康運動指導実習(運動処方含む) 教育経営管理学特論 学校保健管理学特論 学校保健管理学特論演習 養護教諭特論 学校保健計画特論 カウンセリング

(4) 本則第37条に規定する教職免許状に関する授業科目の修得は、新教育課程の相当授業科目の修得とみなす。

3 前項の規定により修得したものとみなされる授業科目ごとの単位数は、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 新教育課程の単位の計算は、旧教育課程に定める授業科目ごとの単位によって計算する。

(2) 旧教育課程の各コースの主学科目の修得単位及び選択学科目の修得単位は、新教育課程の各学系の授業科目により修得した単位として取り扱う。

4 前2項の取扱について疑義が生じた場合は、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この学則は、平成11年2月26日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年1月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成12年7月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成14年2月22日から施行し、平成13年7月27日から適用する。

附 則

(施行日)

この学則は平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この学則は、平成17年10月28日から施行する。

附 則

(施行日)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この学則は、平成19年5月28日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

(施行日)

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の学則は、平成23年度に入学する者から適用し、平成22年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

この学則は、平成24年12月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

(施行日)

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表2は、平成26年度に博士後期課程に入学する者から適用し、平成25年度以前に博士後期課程に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項にかかわらず、改正後の別表5は、平成29年度の入学生から適用し、平成28年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

この学則は、平成29年5月30日から施行する。

附 則

(施行日)

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項にかかわらず、改正後の第21条2項、第30条及び別表1並びに別表2は、平成30年度に入学する者から適用し、平成29年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項にかかわらず、別表1は平成30年度に入学する者から適用し、平成29年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

(施行日)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この学則は、平成32年4月1日から施行する。

別表1

体育科学研究科体育科学専攻 博士前期課程

1. 体育科学コース

ア) スポーツ文化・社会科学系

区分	授業科目	単位	修了所要単位数			備考
			必修	選択	計	
共通科目	選	体育科学論ⅠA	2	4	8	
	択	体育科学論ⅠB	2			
		体育科学論ⅡA	2			
		体育科学論ⅡB	2			
	必	体育科学論演習Ⅰ	2	4		
	修	体育科学論演習Ⅱ	2			
基礎科目	選	スポーツ史特論Ⅰ	2	6	6	
	択	スポーツ人類学特論Ⅰ	2			
		スポーツ哲学特論ⅠA	2			
		スポーツ哲学特論ⅠB	2			
		スポーツ社会学特論Ⅰ	2			
		生涯スポーツ学特論Ⅰ	2			
専修科目	選	スポーツ史特論Ⅱ	2	4	12	
	択1	スポーツ人類学特論Ⅱ	2			
		スポーツ哲学特論ⅡA	2			
		スポーツ哲学特論ⅡB	2			
		スポーツ社会学特論Ⅱ	2			
		生涯スポーツ学特論Ⅱ	2			
	選	スポーツ史特論Ⅲ	2	4		
	択2	スポーツ史特論Ⅳ	2			

		スポーツ人類学特論Ⅲ	2			
		スポーツ人類学特論Ⅳ	2			
		スポーツ哲学特論ⅢA	2			
		スポーツ哲学特論ⅣA	2			
		スポーツ哲学特論ⅢB	2			
		スポーツ哲学特論ⅣB	2			
		スポーツ社会学特論Ⅲ	2			
		スポーツ社会学特論Ⅳ	2			
		生涯スポーツ学特論Ⅲ	2			
		生涯スポーツ学特論Ⅳ	2			
選		身体教育学特論	2		4	
択3		武道学特論	2			
		スポーツ法学特論	2			
		スポーツメディア論特論	2			
		スポーツ政策学特論	2			
		スポーツ経営学特論	2			
		別記1のとおりとする	2			
研	必	研究指導Ⅰ	2	4		4
究	修	研究指導Ⅱ	2			
指						
導						
科						
目						
計				8	22	30

別記1

体育科学コースの全学系(スポーツ文化・社会科学系、トレーニング科学系、健康科学・スポーツ医科学系)の基礎科目及び専修科目の選択3の授業科目を選択することができる。修了要件単位数に含めることができる。

ただし、自己の所属する学系の科目を除く。

イ) トレーニング科学系

区分	授業科目	単位	修了所要単位数			備考
			必修	選択	計	
共通 科目	選 体育科学論ⅠA	2		4	8	
	択 体育科学論ⅠB	2				
	体育科学論ⅡA	2				
	体育科学論ⅡB	2				
	必 体育科学論演習Ⅰ	2	4			
	修 体育科学論演習Ⅱ	2				
基礎 科目	選 トレーニング学特論Ⅰ	2		6	6	
	択 体力学特論Ⅰ	2				
	スポーツ栄養学特論Ⅰ	2				
	スポーツバイオメカニクス特論Ⅰ	2				
	スポーツ心理学特論Ⅰ	2				
	スポーツ測定評価学特論Ⅰ	2				
専修 科目	選 トレーニング学特論Ⅱ	2		4	12	
	択1 体力学特論Ⅱ	2				
	スポーツ栄養学特論Ⅱ	2				
	スポーツバイオメカニクス特論Ⅱ	2				
	スポーツ心理学特論Ⅱ	2				
	スポーツ測定評価学特論Ⅱ	2				
	選 トレーニング学特論Ⅲ	2		4		
	択2 トレーニング学特論Ⅳ	2				
	体力学特論Ⅲ	2				
	体力学特論Ⅳ	2				
	スポーツ栄養学特論Ⅲ	2				
	スポーツ栄養学特論Ⅳ	2				
	スポーツバイオメカニクス特論Ⅲ	2				
	スポーツバイオメカニクス特論Ⅳ	2				
スポーツ心理学特論Ⅲ	2					
スポーツ心理学特論Ⅳ	2					

		スポーツ測定評価学特論Ⅲ	2			
		スポーツ測定評価学特論Ⅳ	2			
選 択3		競技力向上サポート論A	2		4	
		競技力向上サポート論B	2			
		コーチング学特論	2			
		別記1のとおりとする	2			
研究 指導 科目	必	研究指導Ⅰ	2	4		
	修	研究指導Ⅱ	2			
計				8	22	30

別記1

体育科学コースの全学系(スポーツ文化・社会科学系、トレーニング科学系、健康科学・スポーツ医科学系)の基礎科目及び専修科目の選択3の授業科目を選択することができ、修了要件単位数に含めることができる。

ただし、自己の所属する学系の科目を除く。

ウ) 健康科学・スポーツ医科学系

区分	授業科目	単位	修了所要単位数			備考
			必修	選択	計	
共通 科目	選	体育科学論ⅠA	2	4	8	
	択	体育科学論ⅠB	2			
		体育科学論ⅡA	2			
		体育科学論ⅡB	2			
	必	体育科学論演習Ⅰ	2	4		
	修	体育科学論演習Ⅱ	2			
基礎 科目	選	運動衛生学特論Ⅰ	2	6	6	
	択	スポーツ医学特論Ⅰ	2			
		運動生理学特論Ⅰ	2			
		発育発達特論Ⅰ	2			
		保健環境学特論Ⅰ	2			
専修	選	運動衛生学特論Ⅱ	2	4	12	

科目	択1	スポーツ医学特論Ⅱ	2			
		運動生理学特論Ⅱ	2			
		発育発達特論Ⅱ	2			
		保健環境学特論Ⅱ	2			
	選 択2	運動衛生学特論Ⅲ	2		4	
		運動衛生学特論Ⅳ	2			
		スポーツ医学特論Ⅲ	2			
		スポーツ医学特論Ⅳ	2			
		運動生理学特論Ⅲ	2			
		運動生理学特論Ⅳ	2			
		発育発達特論Ⅲ	2			
		発育発達特論Ⅳ	2			
		保健環境学特論Ⅲ	2			
		保健環境学特論Ⅳ	2			
	選 択3	健康教育学特論	2		4	
		精神保健学特論	2			
		保健科教育法特論	2			
		運動生化学特論	2			
		スポーツ損傷特論	2			
養護教諭特論		2				
別記1のとおりとする	2					
研究 指導 科目	必 修	研究指導Ⅰ	2	4	4	
		研究指導Ⅱ	2			
計			8	22	30	

別記1

体育科学コースの全学系(スポーツ文化・社会科学系、トレーニング科学系、健康科学・スポーツ医科学系)の基礎科目及び専修科目の選択3の授業科目を選択することができる。修了要件単位数に含めることができる。

ただし、自己の所属する学系の科目を除く。

2. 体育実践学コース

ア) スポーツ教育・健康教育学系

区分	授業科目	単位	修了所要単位数			備考
			必修	選択	計	
共通科目	選	体育科学論ⅠA	2	4	8	
	択	体育科学論ⅠB	2			
		体育科学論ⅡA	2			
		体育科学論ⅡB	2			
	必	体育科学論演習Ⅰ	2	4		
	修	体育科学論演習Ⅱ	2			
基礎科目	選	スポーツ教育論	2	4	4	
	択	健康教育実践学特論	2			
		学校保健学特論	2			
		養護教諭特論	2			
		学校経営論(スクールリーダー論)	2			
		学校心理学特論	2			
専修科目	選	体育授業観察・評価理論・実習	2	2	14	
	択1	学校保健観察・評価理論・実習	2			
	選	体育授業づくり理論・実習	2	4		
	択2	保健授業づくり理論・実習	2			
		ダンス授業づくり理論・実習	2			
		体づくり運動授業づくり理論・実習	2			
		野外活動理論・実習	2			
		レクリエーション指導理論・実習	2			
		インクルーシブ体育指導理論・実習	2			
	選	養護実践学特論演習	2			
	択3	体育授業づくり演習	2			
		保健授業づくり演習	2			
		ダンス授業づくり演習	2			
		体づくり運動授業づくり演習	2			

		野外活動演習	2			
		レクリエーション演習	2			
		インクルーシブ体育指導理論演習	2			
	選	プラクティカムⅠ	1		1	
	択4	プラクティカムⅠ(養護)	1			
	選	プラクティカムⅡ	1		1	
	択5	プラクティカムⅡ(養護)	1			
	選	プラクティカムⅢ	2		2	
	択6	プラクティカムⅢ(養護)	2			
	選	プラクティカムⅣ	2		2	
	択7	プラクティカムⅣ(養護)	2			
研究 指 導 科 目	必	研究指導Ⅰ	2	4		4
	修	研究指導Ⅱ	2			
計				8	22	30

体育科学研究科コーチング学専攻博士前期課程

区分		授業科目	単位	修了所要 単位数			備考
				必修	選択	計	
共通科 目	選 択	体育科学論ⅠA	2		4	8	
		体育科学論ⅠB	2				
		体育科学論ⅡA	2				
		体育科学論ⅡB	2				
	必 修	体育科学論演習Ⅰ	2	4			
		体育科学論演習Ⅱ	2				
基礎科 目	必 修	コーチング学特論	4	8		8	
		コーチング研究法	2				

		コーチング学演習 I	2				
専修科	選	スポーツ哲学特論	2		10	10	
目	択	スポーツの危機管理(アンチドーピングを含む)	2				
		コーチングのエスノグラフィー	2				
		コーチングのバイオメカニクス	2				
		コーチングの生理学	2				
		スポーツ戦術論	2				
		個人型スポーツコーチング論	2				
		チーム型スポーツコーチング論	2				
		対人型スポーツコーチング論	2				
		スポーツ心理学特論	2				
		トレーニング学特論	2				
		競技者体力学特論	2				
		スポーツバイオメカニクス特論	2				
		スポーツ生理学特論	2				
		スポーツ栄養学特論	2				
		スポーツ医学特論	2				
		スポーツ社会学特論	2				
		スポーツマネジメント特論	2				
		コーチング学演習 II	2				
		コーチング実践演習(プラクティカム)	2				
		コーチのための英語コミュニケーション	2				
研究指	必	研究指導 I	2	4			
導科目	修	研究指導 II	2				
計				16	14	30	

別表2

体育科学研究科体育科学専攻 博士後期課程

ア)スポーツ文化・社会科学系

区分	授業科目	単位数	修了所要単位数		
			必修	選択	計
共通科目	体育科学特論演習Ⅰ	1	2		2
	体育科学特論演習Ⅱ	1			
	英語論文ライティング	2			
基礎科目	文化・社会科学研究法	2	2		2
専修科目	スポーツ史特論	2		2	2
	スポーツ経営学特論	2			
	スポーツ哲学特論	2			
	スポーツ人類学特論	2			
	スポーツ社会学特論	2			
	身体教育学特論	2			
研究指導科目	特別研究指導Ⅰ	2	6		6
	特別研究指導Ⅱ	2			
	特別研究指導Ⅲ	2			
計			10	2	12

別記 共通科目の必修2単位、基礎科目の必修2単位、専修科目から2単位以上、研究指導科目の必修6単位を選択し、計12単位以上修得すること。

イ) トレーニング科学系

区分	授業科目	単位数	修了所要単位数		
			必修	選択	計
共通科目	体育科学特論演習Ⅰ	1	2		2
	体育科学特論演習Ⅱ	1			
	英語論文ライティング	2			
基礎科目	トレーニング科学研究法	2	2		2
専修科目	トレーニング学特論	2		2	2
	スポーツ生理学特論	2			
	体力学特論	2			

	スポーツ栄養学特論	2			
	スポーツバイオメカニクス特論	2			
	スポーツ心理学特論	2			
研究指 導科目	特別研究指導Ⅰ	2	6		6
	特別研究指導Ⅱ	2			
	特別研究指導Ⅲ	2			
計			10	2	12

別記 共通科目の必修2単位、基礎科目の必修2単位、専修科目から2単位以上、研究指導科目の必修6単位を選択し、計12単位以上修得すること。

ウ)健康科学・スポーツ医科学系

区分	授業科目	単位数	修了所要単位数		
			必修	選択	計
共通科 目	体育科学特論演習Ⅰ	1	2		2
	体育科学特論演習Ⅱ	1			
	英語論文ライティング	2			
基礎科 目	健康・医科学研究法	2	2		2
専修科 目	運動衛生学特論	2		2	2
	運動生理学特論	2			
	体力医学特論	2			
	健康教育学特論	2			
	健康発達学特論	2			
	スポーツ損傷と予防特論	2			
	障害学特論	2			
研究指 導科目	特別研究指導Ⅰ	2	6		6
	特別研究指導Ⅱ	2			
	特別研究指導Ⅲ	2			
計			10	2	12

別記 共通科目の必修2単位、基礎科目の必修2単位、専修科目から2単位以上、研究指導科目の必修6単位を選択し、計12単位以上修得すること。

エ)スポーツ教育・健康教育学系

区分	授業科目	単位数	修了所要単位数		
			必修	選択	計
共通科目	体育科学特論演習Ⅰ	1	2		2
	体育科学特論演習Ⅱ	1			
	英語論文ライティング	2			
基礎科目	教育学研究法	2	2		2
専修科目	スポーツ教育学特論	2		2	2
	スポーツ教授学・方法学特論	2			
	学校保健学特論	2			
	公衆衛生学特論	2			
	リプロダクティブ・ヘルステ論	2			
研究指導科目	特別研究指導Ⅰ	2	6		6
	特別研究指導Ⅱ	2			
	特別研究指導Ⅲ	2			
計			10	2	12

別記 共通科目の必修2単位、基礎科目の必修2単位、専修科目から2単位以上、研究指導科目の必修6単位を選択し、計12単位以上修得すること。

体育科学研究科コーチング学専攻博士後期課程

区分	授業科目	単位	修了所要単位数		
			必修	選択	計
共通科目	体育科学特論演習Ⅰ	1	2		12
	体育科学特論演習Ⅱ	1			
基礎科目	コーチング研究法Ⅰ(複合・教授学系)	2	2		
専修科目	コーチング研究法Ⅱ(スポーツ哲学系)	2		2	
	コーチング研究法Ⅲ(歴史・人類学系)	2			
	コーチング研究法Ⅳ(心理学系)	2			

	コーチング研究法Ⅴ(社会学系)	2			
	コーチング研究法Ⅵ(栄養・生理学系)	2			
	コーチング研究法Ⅶ(バイオメカニクス系)	2			
	コーチング研究法Ⅷ(スポーツ医学系)	2			
研究指 導科目	特別研究指導Ⅰ	2	6		
	特別研究指導Ⅱ	2			
	特別研究指導Ⅲ	2			
計			10	2	12

別表3

教育学研究科実践教科教育学専攻 博士前期課程

区分	授業科目	単位数	修了所要単位数			備考	
			必修	選択	計		
教科 基盤 科目	教科教育特論	2	10		10	※別記のとおりとする。	
	教科教育研究法	2					
	教科目標論	2					
	教科学習指導論	2					
	教科評価論	2					
教科 共通 科目	国語科実践研究	2	10		10		
	社会科実践研究	2					
	算数科実践研究	2					
	理科実践研究	2					
	体育科実践研究	2					
教科 選択 科目	国語	国語科特別研究Ⅰ	10	10			
		国語科特別研究Ⅱ					2
		国語科学習内容構成セミナー					2
		国語科教材開発セミナー					2
		社会					社会科特別研究Ⅰ
	社会科特別研究Ⅱ	2					

	社会科学学習内容構成セミナー	2			
	社会科教材開発セミナー	2			
算数	算数科特別研究Ⅰ	2			
	算数科特別研究Ⅱ	2			
	算数科学習内容構成セミナー	2			
	算数科教材開発セミナー	2			
理科	理科特別研究Ⅰ	2			
	理科特別研究Ⅱ	2			
	理科学習内容構成セミナー	2			
	理科教材開発セミナー	2			
体育	体育科特別研究Ⅰ	2			
	体育科特別研究Ⅱ	2			
	体育科学習内容構成セミナー	2			
	体育科教材開発セミナー	2			
合計		20	10	30	

別記：必修科目である教科基盤科目の10単位及び教科共通科目の10単位、教科選択科目の中から、主となる自己の専門教科で8単位、その他の教科で「〇〇学習内容構成セミナー」または「〇〇教材開発セミナー」のいずれかから2単位以上を修得し、30単位以上修得すること。

別表4

教育学研究科実践教科教育学専攻 博士後期課程

区分	授業科目	単位数	修了所要単位数	備考
----	------	-----	---------	----

			必修	選択	計	
共通分野	カリキュラム開発講究 (国語教育学)	2		4	4	※別記のとおりとする。
	カリキュラム開発講究 (社会科教育学)	2				
	カリキュラム開発講究 (数学教育学)	2				
	カリキュラム開発講究 (理科教育学)	2				
	カリキュラム開発講究 (体育科教育学)	2				
専修分野	国語	カリキュラム開発特別研究Ⅰ(国語教育学)	2		6	6
		カリキュラム開発特別研究Ⅱ(国語教育学)	2			
		カリキュラム開発特別研究Ⅲ(国語教育学)	2			
	社会	カリキュラム開発特別研究Ⅰ(社会科教育学)	2		6	
		カリキュラム開発特別研究Ⅱ(社会科教育学)	2			
		カリキュラム開発特別研究Ⅲ(社会科教育学)	2			
	数	カリキュラム開発特	2		6	

学	別研究Ⅰ(数学教育学)				
	カリキュラム開発特別研究Ⅱ(数学教育学)	2			
	カリキュラム開発特別研究Ⅲ(数学教育学)	2			
理科	カリキュラム開発特別研究Ⅰ(理科教育学)	2		6	
	カリキュラム開発特別研究Ⅱ(理科教育学)	2			
	カリキュラム開発特別研究Ⅲ(理科教育学)	2			
体育	カリキュラム開発特別研究Ⅰ(体育科教育学)	2		6	
	カリキュラム開発特別研究Ⅱ(体育科教育学)	2			
	カリキュラム開発特別研究Ⅲ(体育科教育学)	2			
合計				10	

別記：共通分野から、主となる自己の専門教科の科目2単位を含む4単位以上を修得し、専修分野から主たる専門教科の「カリキュラム開発特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」6単位を修得し、10単位以上修得すること。

別表5

保健医療学研究科保健医療学専攻 修士課程

区分	授業科目	単位数	必修／ 選択	備考	修了所要単位 数
共通科目	保健医療学研究法特論	2	必修		18
	解剖学特論	2	選択		
	スポーツ生理学特論	2	選択		
	医療英語特論	2	選択		
	医療統計学特論	2	必修		
	スポーツ救急特論	2	必修		
専門科目	高度実践 運動器外傷学特論	2	選択		
	柔道整復 運動器外傷学演習	2	選択		
	師コース 運動器スポーツ医学特論演習	2	選択		
	整復医療実践治療学特論	2	選択		
	整復医療実践治療学演習	2	選択		
	柔道整復教育学特論演習	2	選択		
	救急災害 救急蘇生医学特論	2	選択		
	医療学コ 救急蘇生医学演習	2	選択		
	ース 救急災害医学特論	2	選択		
	救急災害医学演習	2	選択		
	特殊災害医療特論演習	2	選択		
	特別研究	保健医療学特別演習Ⅰ	2		
保健医療学特別演習Ⅱ		2	必修	ゼミ	
保健医療学特別研究Ⅰ		4	必修	修士論 文	
保健医療学特別研究Ⅱ		4	必修	修士論 文	
合計		46			30

別記 高度実践柔道整復師コース生は以下の5つの要件を全て満たすこと。

- ① 「共通科目」の必修から3科目6単位を修得する。
- ② 「共通科目」の選択から1科目2単位以上を修得する。

- ③「専門科目(高度実践柔道整復師コース)」から5科目10単位以上を修得する。
- ④「特別研究」の4科目12単位を修得する。
- ⑤必要な研究指導を受けた上で修士論文を提出し、その審査並びに最終試験に合格する。

救急災害医療学コース生は以下の5つの要件を全て満たすこと。

- ①「共通科目」の必修から3科目6単位を修得する。
- ②「共通科目」の選択から1科目2単位以上を修得する。
- ③「専門科目(救急災害医療学コース)」から5科目10単位を修得する。
- ④「特別研究」の4科目12単位を修得する。
- ⑤必要な研究指導を受けた上で修士論文を提出し、その審査並びに最終試験に合格する。

別表6

救急災害医療学専攻 博士課程

区分	授業科目	単位数	必修/ 選択	備考	修了所要単位数
専門科目	救急災害医療学特講	2	必修		4
	救急災害医療学演習	2	選択		
	スポーツ救急特講	2	選択		
	国際救急・災害システム演習	2	選択		
特別指導科目	救急災害医療学特別演習Ⅰ	4	必修	ゼミ	24
	救急災害医療学特別演習Ⅱ	4	必修	ゼミ	
	救急災害医療学特別演習Ⅲ	4	必修	ゼミ	
	救急災害医療学特別研究Ⅰ	4	必修	博士論文	
	救急災害医療学特別研究Ⅱ	4	必修	博士論文	
	救急災害医療学特別研究Ⅲ	4	必修	博士論文	
合計		32			28

別表7(第54条第2項及び第55条第1項関係)

学費等(体育科学研究科)

入学金	300,000円
授業料	738,000円
健康管理費	10,000円

入学検定料	35,000円
-------	---------

注

- 1 入学金は、入学時に納入する。ただし、日本体育大学の卒業生の入学金については半額を免除する。なお、博士前期課程から博士後期課程に引き続き入学する場合には、入学金の全額を免除する。
- 2 授業料及び健康管理費は、毎年次納入する。

学費等(教育学研究科)

入学金	300,000円
授業料	800,000円
健康管理費	10,000円

入学検定料	35,000円
-------	---------

注

- 1 入学金は、入学時に納入する。ただし、日本体育大学の卒業生の入学金については半額を免除する。なお、博士前期課程から博士後期課程に引き続き入学する場合には、入学金の全額を免除する。
- 2 現に小学校教諭である者は、その在職中、授業料のうち10万円を免除する。
- 3 授業料及び健康管理費は、毎年次納入する。

学費等(保健医療学研究科)

入学金	300,000円
授業料	800,000円
健康管理費	10,000円

入学検定料	35,000円
-------	---------

注

- 1 入学金は、入学時に納入する。ただし、日本体育大学の卒業生の入学金については半額を免除する。なお、修士課程から博士課程に引き続き入学する場合には、入学金の全額を免除する。
- 2 授業料及び健康管理費は、毎年次納入する。

○日本体育大学大学院研究科委員会規程（案）

昭和50年7月18日

理事会制定

（趣旨）

第1条 この規程は、日本体育大学大学院学則第8条第2項の規定に基づき、日本体育大学大学院体育科学研究科委員会、日本体育大学院教育学研究科委員会及び日本体育大学大学院保健医療学研究科委員会(以下、それぞれを「研究科委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

（組織）

第2条 研究科委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 研究指導教員

（委員長及び会議の招集）

第3条 研究科委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は研究科長をもって充て、会議を招集し、議長となる。
- 3 研究科委員会は、委員長が必要と認めるとき又は構成員の3分の1以上から付議すべき事項を示して委員会の招集の要請があったときに、招集するものとする。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代行する。

（審議）

第4条 研究科委員会は、次に掲げる事項について学長が決定を行うに当り、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了及び学位の授与に関する事項
 - (2) 前号のほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 2 研究科委員会は、前項に定める事項のほか、学長・研究科長がつかさどる教育研究に関する事項を審議するとともに、学長・研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。なお、教育研究に関する事項とは、次に掲げる事項をいう。また、審議とは、論議し、検討することを意味し、決定権を含意するものではない。

- (1) 授業及び試験等に関する事項

- (2) 学生の休学及び留学等に関する事項
- (3) 学生の生活指導、福利厚生、奨学及び就職等に関する事項
- (4) 学生の表彰及び懲罰に関する事項
- (5) 研究計画、共同研究及び受託研究その他研究に関する事項
- (6) 教育研究における教員の人事に関する事項
- (7) 教育研究における大学院の施設及び設備並びに運営及び予算に関する事項
- (8) 教育研究における予算に関する事項
- (9) 学部長会から、研究科委員会に意見を求められた事項
- (10) その他研究科の教育及び研究に関する事項

3 前項のうち、博士後期課程及び保健医療学研究科博士課程に係る事項については、当該課程の担当教員で構成する委員会(以下「博士委員会」という。)において審議するものとする。

(議案の提出)

第5条 議案は原則として委員長が提出する。

- 2 研究科委員会の構成員は、議案を研究科委員会に提出することができる。この場合、3人以上の賛成者の連署を必要とし、その理由を付し、あらかじめ委員長に提出しなければならない。
- 3 第9条第1項に定める常設委員会の委員長は、審議事項について、当該委員会の議決により議案を研究科委員会に提出することができる。ただし、提案の理由を付し、あらかじめ委員長に提出しなければならない。

(修正動議)

第6条 研究科委員会の構成員は、議案に対する修正動議を提出することができる。

- 2 修正動議の提出に当たっては、1人以上の賛成者を必要とする。

(定足数並びに議決及び決定)

第7条 研究科委員会は、構成員(公務出張を命じられた者、休職及び停職中の者を除く。)の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 研究科委員会は、第4条の審議において意見を述べるに当り、議決することができる。なお、審議事項に係る判断(最終決定)は、学長が行う。

- 3 研究科委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局長の出席)

第8条 事務局長(事務局長に事故がある時は、その代理者)は、研究科委員会に出席し、議長の求めに応じ議事について意見を述べることができる。

2 議長が必要と認めるときは、関係職員を研究科委員会に出席させ意見を述べさせることができる。

(博士委員会、専攻・学系主任会議、専攻・コース主任会議及び常設委員会の設置等)

第9条 研究科委員会の審議事項を事前に審議し、研究科委員会に議案を提出又は審議の結果を報告するため、大学院に常設委員会を置く。また、体育科学研究科委員会に博士委員会及び専攻・学系主任会議を、教育学研究科委員会に博士委員会を、保健医療学研究科委員会に博士委員会及び専攻・コース主任会議を、それぞれ置き、必要な事項を常設委員会に付託する。

2 博士委員会に関し、必要な事項は別に定める。

3 博士委員会の委員長は研究科長をもって充てる。

4 専攻・学系主任会議に関し、必要な事項は別に定める。

5 専攻・学系主任会議の議長は研究科長をもって充てる。

6 専攻・コース主任会議に関し、必要な事項は別に定める。

7 専攻・コース主任会議の議長は研究科長をもって充てる。

8 第1項の常設委員会は、研究科委員会から付託を受けた事項を審議し、又はその所管事項について、自ら調査、審議する。

9 第1項に定める常設委員会は、研究科担当教員審査委員会、研究科入学試験委員会、研究科教務委員会、日本体育大学大学院学術奨励賞選考委員会及び奨学金及び奨学生に関する選考委員会とし、必要な事項は別に定める。

(事務)

第10条 研究科委員会の事務は、大学院教学センターが行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、研究科委員会の運営について必要な事項は、研究科委員会が定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、研究科委員会及び学部長会の議を経て理事会が行う。

附 則

この規程は、昭和50年7月18日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成7年10月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成19年5月28日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成23年5月23日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は、平成32年4月1日から施行する。